

# 農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

策定年月	平成 7年 1月
変更年月	平成12年 3月
変更年月	平成21年 3月
変更年月	平成22年 6月
変更年月	平成26年 9月
変更年月	令和 4年 2月
変更年月	令和 5年 9月

令和5年9月

埼玉県越谷市



# 目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
第3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	11
第4	第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	12
第5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者等に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	13
	1. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者等に対する農用地の利用の集積に関する目標	13
	2. 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	13
第6	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	15
	1. 地域計画、農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項	15
	2. 農用地利用改善事業の実施を促進する事業に関する事項	16
	3. 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業に関する事項	19
	4. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成及び確保を促進する事業に関する事項	19
	5. その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業に関する事項	19
第7	その他	21

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1. 越谷市は、埼玉県東南部の大宮台地と下総台地の間に位置し、東に大落古利根川、西に綾瀬川、中央に元荒川などの河川や東京葛西用水をはじめとする多くの用水を縦横に走らせた低湿地で、近世には江戸の米蔵と呼ばれ古くから稲作が営まれるとともに、河川の流れにより形成された自然堤防上に広がる畑地では、野菜や花卉などが栽培されてきた。しかし、戦後、東京から25km圏内という立地から、急速に都市化が進み、かつて市域の7割以上あった農地が大きく減少し、農家の兼業化や離農が進み、農業者も減少が続いている。こうした越谷市の農業を取り巻く環境は厳しさを増す一方で、市の東西には、水田を中心に優良な農地が広がっており、米に加え、太郎兵衛もち、くわい、山東菜などの伝統的な特産品の生産技術が受け継がれているほか、ねぎや小松菜など良質な農産物が数多く生産されている。さらに、近年では、越谷市内のいちご観光農園が多方面から注目されており、「越谷いちご」として新たな特産品となっている。

首都近郊に位置し、周囲に大勢の消費者を抱えているという地理的優位性を活かした都市農業の展開により、地産地消の推進を図るとともに、消費者ニーズに対応した高付加価値農業経営などの新たな農業経営の支援に取り組む。また、農地はこのような農業生産の基盤となるほか、保水・遊水機能や大気浄化、景観形成など多面的な役割も担っていることから、農業振興地域整備計画に即し、優良農地の保全・有効活用に努める。さらに、本構想において示す効率的かつ安定的な農業経営を育成し、引き続き「持続的に農業が行われる環境づくり」に積極的に取り組む。

2. 越谷市の農業構造については、自給的農家の割合が多く、相続等により農地が細分化され、小規模な農地で営農する農家が多い。昭和40年代から首都近郊のベッドタウンとして急速に農地が宅地化され、営農環境が悪化したことなどから、農家の兼業化や離農、所得確保のための農地転用がさらに進むことにより、担い手不足が深刻化している。また、農業者の高齢化が進み、後継者が不在又は未定の農業者が多いため、良質な農産物の生産技術が伝承されないおそれが出てきている。

農地の利用については、このような農業者の高齢化により、近隣の農家に農地を貸し付け、又は農作業を委託する状況が増加しており、今後さらにこの傾向が続くことが想定される。

その一方で、農産物直売所への出荷増をはじめとして、市内の小売店・飲食店への直接出荷や、顧客への直接販売の取組、市内農産物の学校給食での利用など、出荷は多様化し、農産物の生産だけでなく、加工品の開発・販売や、市民・消費者を対象とした観光農園・体験農園に取り組む農業者もあらわれている。

3. 越谷市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、越谷市及びその周辺市町において現に成立している優良な経

営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人あたり560万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり1,800時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が越谷市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

4. 越谷市は、将来の越谷市農業を担う若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展をめざすに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、越谷市は、越谷市農業協同組合、越谷市農業委員会等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、越谷市地域農業振興協議会を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。

さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して越谷市地域農業振興協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進め土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落においては、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積・集約について、法第19条第1項の地域農業経営基盤強化促進計画（以下、「地域計画」という。）の策定・更新等を通じた地域での話し合いと合意形成を促進する。また、地域での話し合いを行うに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善及び認定農業者への農地の集積に資するよう地域の中心となる経営体や農地の出し手となる者の参加を促し、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化など地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性が明らかとなるよう進めるものとする。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、越谷市農業技術銀行と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて、集約的な経営展開を助長するため、埼玉県春日部農林振興センター（以下「農林振興センター」という。）の指導の下に、既存施設園芸の作型、品

種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

女性農業者については農業生産の重要な担い手であることから、農業経営改善計画の共同申請の推進、地産地消の推進に向けた加工品開発の取組や集落営農の組織化・法人化に当たっての話合いの場への参加等、積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならず、その他サラリーマン農家等にも法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、越谷市農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的に実施されるよう努めることとし、越谷市が主体となって、関係機関及び関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図る。

5. 越谷市は、越谷市地域農業振興協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の指導及び越谷市農業協同組合支店単位の研修会の開催等を農林振興センターの協力を受けて行う。

また、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画作成の指導等を行う。

なお、担い手の確保が見込めず、遊休農地の発生防止・解消が困難な地域では、地域の農業との調和の下に、農地の有効活用の観点から、企業等の農業参入を支援するとともに、関係機関及び関係団体と連携し、営農技術の指導や情報提供等を行い、地域の新たな担い手としての育成を図る。

6. 越谷市の新規就農者は、平成27年度から令和4年度までの過去8年間で42人となっている。越谷市農業の持続的な発展に向け、青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成及び確保を図っていくものとする。

具体的には、埼玉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の確保目標年間330人を踏まえ、越谷市においては

年間2人の青年等の確保を目標とする。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間及び農業所得に関する数値目標については、越谷市及び周辺市町その他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり1,800時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる農業従事者1人あたり250万円程度）を目標とする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1の3に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に越谷市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、越谷市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

〔個別経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
1 主穀単一 経営  基幹 従事者 2人	〈基幹作目〉 水稲 43ha もち加工 1.5t  〈経営規模〉 水田 43ha	〈資本装備〉 ・作業場兼車庫 1棟 ・トラクター 65ps 2台 50, 46, 36ps 各1台 ・田植機乗用型 8条 1台 6条 1台 ・自脱型コンバイン 6条 グレンタンク 2台 ・動力噴霧器 2台 ・トラック(軽・2t) 5台 ・育苗施設(729 m <sup>2</sup> ) 9棟 等  〈その他〉 1 蜜苗による育苗枚数の減少等で省力化に取り組む 2 圃場の利用集積を図り、効率化に努める	・複式簿記の記帳により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管理 ・直売の強化と系統出荷の2本立てを基本に多様な販売を行う	・家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止
2 くわい 複合経営  基幹 従事者 2人	〈基幹作目〉 水稲 25ha くわい 0.5ha  〈経営規模〉 水田 25.5ha	〈資本装備〉 ・作業場兼車庫 1棟 ・トラクター 58ps 1台 33ps 1台 ・田植機乗用型 8条 1台 ・自脱型コンバイン 4条 グレンタンク 2台 ・動力噴霧器 2台 ・トラック(軽・2t) 4台 ・育苗施設(585 m <sup>2</sup> ) 8棟 ・冷蔵庫 ・根菜洗い機 等  〈その他〉 1 水稲：緩効性肥料による追肥作業の軽減や常温低温乾燥等に取り組み、省力化・品質向上に努める 2 くわい：収量減少改善のため、関係機関と協力し、原因究明及び収量増につなげる	・複式簿記の記帳により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管理 ・直売の強化と系統出荷の2本立てを基本に多様な販売を行う	・家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
3 こまつな 施設葉物 単一経営  基幹 従事者 2人	〈基幹作目〉 こまつな (ハウス)35,000㎡ (露地) 60a  〈経営規模〉 鉄骨 ビニールハウス 5,000㎡ 畑 100a	〈資本装備〉 ・荷作り作業場 1棟 ・鉄骨ビニールハウス 5,000㎡ ・トラクター 35ps 1台 ・管理機 7ps 2台 ・動力噴霧器 1台 ・トラック(軽・2t)3台 ・トラクターけん引播種機 等  〈その他〉 1 堆肥投入(年1~2回)、 天地返しの実施、太陽熱 消毒による土づくり 2 トラクターけん引播種機 の導入による適期播種及 び省力化を図る	・複式簿記の記帳により 経営と家計との分離を 図る ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管理	・家族経営協定の締結に 基づく給料制・休日制 の導入 ・農繁期における臨時雇 用者の確保による過重 労働の防止
4 主穀・ 施設トマト 複合経営  基幹 従事者 2人	〈基幹作目〉 水稻 1.2ha トマト 1,800㎡  〈経営規模〉 水田 1.2ha 鉄骨 ビニールハウス 1,800㎡	〈資本装備〉 ・農業用倉庫 1棟 ・鉄骨ビニールハウス 1,800㎡ ・トラクター 28ps 1台 25ps 1台 ・トラック(軽) 2台 ・動力噴霧器 2台 ・炭酸ガス発生機 1台 等  〈その他〉 1 農地利用集積を図りなが ら農作業の効率化に取り 組み、経営の安定化に努 める 2 炭酸ガス発生機の使用に よる収益性の向上を図る 3 作付け体系の改善、新品 種の導入に取り組み、収 量の増加、労働時間の分 散化を図る	・複式簿記の記帳により 経営と家計との分離を 図る ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管理	・家族経営協定の締結に 基づく給料制・休日制 の導入 ・農繁期における臨時雇 用者の確保による過重 労働の防止

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
5 ねぎ 単一経営  基幹 従事者 2人	〈基幹作目〉 ねぎ 3ha  〈経営規模〉 畑 3ha	〈資本装備〉 ・トラクター 45ps 1台 27ps 1台 ・移植機 1台 ・動力噴霧器 1台 ・管理機 3台 ・ねぎ振動堀取機 1台 ・ねぎ収穫機 1台 ・ねぎ皮むき機 2台 ・ねぎ根葉切り機 1台 ・トラック(軽・2t) 2台 ・出荷調整用ハウス 1棟 等  〈その他〉 1 ねぎ機械化一貫体系に合わせた生産体制の効率化を図り、生産量の増加、作業の省力化を図る	・複式簿記の記帳により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管理	・家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止
6 しいたけ 経営  基幹 従事者 2人	〈基幹作目〉 植菌原木本数 30,000本 用役ほだ木本数 85,600本  〈経営規模〉 フレーム 2,268㎡ ほだ場 35a	〈資本装備〉 ・作業場兼倉庫 100㎡ 1棟 ・フレーム 2,268㎡ 7棟 ・暖房機 30~100坪用 7台 ・自動包装機 1台 〈その他〉 1 住宅付近にフレームを設置し、さらにフレームを隣接した休養ほだ場用の敷地を保有 2 労力運搬車等の乗り入れが可能となるようほ場を整備	・複式簿記の記帳により経営と家計との分離を図る ・きのこ採取、選別及び包装等の軽作業は雇用労力を活用 ・出荷の3割は県内量販店との契約販売とし、残りは市場出荷 ・しいたけのみの生産により、労働生産性を向上させる	・家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制の導入
7 鉢物・苗物 経営  基幹 従事者 2人	〈基幹作目〉 苗物 (パンジー、ニチニチソウ等) 7,260㎡ 鉢物 (シクラメン、キク等) 2,904㎡  〈経営規模〉 アクリルハウス 1,650㎡ パイプハウス 1,650㎡	〈資本装備〉 ・アクリルハウス 1,650㎡ 1棟 ・パイプハウス 1,650㎡ 1棟 ・蒸気土壌消毒機 1台 ・ポットニングマシン 1台 ・フロントローダー 1台 ・フォークリフト 1台 等  〈その他〉 1 施設の集中化により、効率的作業体系を組むことができる 2 市場出荷と直売(卸)を行う 3 セル成形苗の利用により育苗作業を省力化し、施設の回転率を向上させる	・複式簿記の記帳により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管理 ・作業を単純化、マニュアル化し、雇用労働力の効率的活用を図る ・市場、小売店との連携を密にし、消費者ニーズを創出する品目、品種を栽培する ・パソコンによる情報ネットワークシステムを活用し、生産・流通・消費に関する情報の収集、発信を行う	・家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制の導入 ・安定的周年雇用確保による過重労働の防止 ・雇用労働力は1日5時間程度の就労しやすい時間設定

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等			
8 都市観光 農業経営  基幹 従事者 2人	<p>〈基幹作目〉</p> ぶどう 60a ブルーベリー40a キウイフルーツ20a さつまいも 30a スイートコーン 10a 枝豆 10a 大根 10a	<p>〈資本装備〉</p> ・販売所(30㎡) 1棟 ・トイレ(6㎡) 1棟 ・暖房機 30~100坪用 7台 ・自動包装機 1台 等	<p>〈その他〉</p> 1 経営規模は遊休農地等を積極的に借り受けて規模拡大を図る 2 都市地域で地域住民と共生できる樹園地、露地野菜畑を活用する。 3 駐車場、販売所、トイレ等の施設を完備し、消費者にとって快適な販売を行う 4 栽培履歴の記録により、安全・安心な果実や野菜を安定的に7提供 5 農園、販売所はユニバーサルデザインによるバリアフリー化に努める	<p>〈経営規模〉</p> 樹園地 1.2ha 畑 50a	<p>〈資本装備〉</p> ・鉄骨硬質ビニールハウス 7,000㎡ ・内部被覆装置 一式 ・統合環境制御装置 ・炭酸ガス発生機 ・高設栽培システム ・動力噴霧器 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>複式簿記の記帳により経営と家計との分離を図る</li> <li>青色申告の実施</li> <li>パソコン利用の経営管理</li> <li>果実は収穫体験、土産販売、宅配便とし、野菜は収穫体験、土産販売とする。</li> <li>地元観光協会、自治体との連携を強化し、多様な方策により消費者との接点を増やす</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制の導入</li> <li>安定的周年雇用確保による過重労働の防止</li> <li>栽培、販売業務で雇用を活用し、特に接客対応を重視</li> </ul>
9 観光いちご 経営  基幹 従事者 2人	<p>〈基幹作目〉</p> いちご 7,000㎡	<p>〈経営規模〉</p> 鉄骨硬質 ビニールハウス 7,000㎡	<p>〈その他〉</p> 1 バリアフリーに配慮した観光摘み取りを行う 2 宅配や直売等の多様な販路を確保する	<ul style="list-style-type: none"> <li>複式簿記の記帳により経営と家計との分離を図る</li> <li>青色申告の実施</li> <li>パソコン利用の経営管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制の導入</li> <li>安定的周年雇用確保による過重労働の防止</li> </ul>		

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
10 施設いちご 花卉・露地 野菜複合 経営  基幹 従事者 2人	〈基幹作目〉 いちご (本圃) 5,000 m <sup>2</sup> (育苗) 3,500 m <sup>2</sup> ゆり 5a さつまいも 17a  〈経営規模〉 鉄骨 ビニールハウス 8,500 m <sup>2</sup> 畑 20a	〈資本装備〉 ・鉄骨ビニールハウス 8,500 m <sup>2</sup> ・統合環境制御装置 ・炭酸ガス発生機 ・高設、養液栽培装置 ・作業場兼直売所 1棟 等  〈その他〉 1 施設いちごの労働負担を軽減するため、環境管理の自動化を図るとともにCO <sub>2</sub> 施用や培地加温システムを導入し生産性の向上を図る	・複式簿記の記帳により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管理	・家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制の導入 ・安定的周年雇用確保による過重労働の防止

〔その他参考となる類型〕

農業体験 農園経営  基幹 従事者 2人	〈基幹作目〉 農業体験農園 1ha  〈経営規模〉 畑(230区画) 1ha	〈資本装備〉 ・管理事務所 1棟 ・休憩施設 1棟 ・トイレ ・駐車場・駐輪場 ・農作業講習施設 ・パイプハウス ・農機具 等  〈その他〉 1 インターネットや地域情報誌等多数メディアを用いて集客を行う 2 休憩施設やトイレ、駐車場等を完備し、利用者ニーズに応える	・複式簿記の記帳により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管理	・家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制の導入
-------------------------------------	--	---	---	--------------------------

〔組織経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
1 主穀単一  基幹 従事者 3人	<p>〈基幹作目〉</p> <p>水稲 40ha もち加工 1t</p> <p>〈経営規模〉</p> <p>水田 40ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業場兼車庫 1棟</li> <li>・トラクター 56ps 2台 70, 58, 48ps 各1台</li> <li>・田植機乗用型 8条 1台</li> <li>・自脱型コンバイン 6条, 5条 各1台</li> <li>・動力噴霧器 2台</li> <li>・トラック(軽) 3台 (2t, 4t)各1台</li> <li>・育苗施設 3棟</li> <li>・フレコンスケール 1台</li> <li>・加工室 1棟 等</li> </ul> <p>〈その他〉</p> <p>1 農地中管理機構の活用により営農規模を拡大し、経営の安定化に努める</p> <p>2 所有地及び借入地、作業受託地が分散しているため、作業圃場の集約を図り効率化に努める</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青色申告の実施</li> <li>・パソコン利用の経営管理</li> <li>・経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給料制の導入</li> <li>・従業者全員及び雇用者の社会保険加入</li> <li>・就農希望者を受け入れ研修を兼ねた雇用対象とする</li> </ul>
2 施設葉物 露地野菜 複合経営  基幹 従事者 5人	<p>〈基幹作目〉</p> <p>ほうれん草 4.8ha ねぎ 2ha 山東菜 30a ブロッコリー 80a スイートコーン 80a 漬物・菓子等加工</p> <p>〈経営規模〉</p> <p>畑 2.85ha 鉄骨 ビニールハウス 7,600㎡</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラクター 50ps 1台 27, 15ps 各1台</li> <li>・移植機 1台</li> <li>・動力噴霧器 1台</li> <li>・管理機 9台</li> <li>・ねぎ振動堀取機 1台</li> <li>・ねぎ収穫機 1台</li> <li>・ねぎ皮むき機 2台</li> <li>・ねぎ根葉切り機 1台</li> <li>・ねぎ選別機 1台</li> <li>・包装機 1台</li> <li>・トラック(軽・1.5t)5台</li> <li>・出荷調整用ハウス 1棟 等</li> </ul> <p>〈その他〉</p> <p>1 ほ場の集約に取り組みながら、遊休農地を活用し営農規模の拡大を図る</p> <p>2 ねぎ機械化一貫体系の構築により生産量の増加及び作業の省力化・効率化を図る</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青色申告の実施</li> <li>・パソコン利用の経営管理</li> <li>・経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給料制の導入</li> <li>・従業者全員及び雇用者の社会保険加入</li> <li>・就農希望者を受け入れ研修を兼ねた雇用対象とする</li> </ul>

### 第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標については、第2に示した営農類型ごとの指標に準じるものとし、第1の6に示したような目標を可能とする農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等とする。

なお、法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定にあたっては、青年等就農計画認定申請書の記載内容を元に、申請者の農業の技術、農業経営の規模、農業専従者の数、その他事業・資金計画等からみて就農計画の達成見込みが確実であることを総合的に判断するものとする。

#### 第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

##### 1. 農業を担う者の確保及び育成の考え方

越谷市は、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、埼玉県農業経営・就農支援センター、農林振興センター、越谷市農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

##### 2. 就農等促進のための取組

越谷市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農林振興センターや越谷市農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、必要となる農地のあっせん、農業用機械等の資金調達等のサポートを行う。

##### 3. 関係機関との連携・役割分担の考え方

越谷市は、埼玉県、越谷市農業委員会、越谷市農業協同組合等の関係機関と連携しつつ、就農等希望者への情報提供や相談対応、農地のあっせんや農業用機械等の資金調達、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 埼玉県農業会議、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）、越谷市農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 個々の集落では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

##### 4. 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

越谷市は、越谷市農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報の収集・整理に努めるとともに、埼玉県及び埼玉県農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

また、農業を担う者の確保のため、越谷市農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報把握に努め、本市の区域内において後継者がいない場合は、埼玉県及び埼玉県農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。

さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう埼玉県農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、越谷市農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けた必要なサポートに努める。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者等に対する農用地の利用の集積に関する目標  
 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者等に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者又は認定農業者、認定農業者を目指す者に対する農用地の利用の集積に関する目標を、将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

なお、農用地の利用集積にあたっては、農地中間管理事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
56%	

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体及び組織経営体の地域における農用地利用（水稻の全面農作業受託面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 目標年次は概ね10年先とする。

2. 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

越谷市においては、農地の約7割を占める水田において水稻を主体とする土地利用型農業が行われる一方、ねぎ、くわい、小松菜、ほうれん草、山東菜、チューリップなどの特産物栽培や、近年取組が盛んないちご観光農園などの体験型農園、農産物の加工品開発・販売に取り組む高付加価値農業など、越谷市の地理的特性を活かした都市型農業経営が営まれている。

越谷市では、比較的小規模の農地を所有している農業者が多く、相続等により経営農地はさらに分散・細分化されていく傾向にある。また、都市部に位置し開発需要が高いことから、農地の転用が多く、農用地が減少し続けている。主穀経営を中心とした認定農業者等への農地の利用集積が進んできているものの、農作業の効率化等が図られず、担い手のさらなる規模拡大が停滞している。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後はさらに農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、農業後継者の育成

や担い手の確保が重要な課題となっており、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。

そのためには、地域計画の策定・更新等を通じて地域の合意形成を図りつつ、農地として将来に継承すべき優良農地を明確にし、農地情報のデータベースを活用しながら、担い手への効率的かつ総合的な農地の利用集積を促進していく必要がある。農用地のうち、約7割を占める水田については、地域との十分な話し合いを踏まえ、農地中間管理事業等の活用と、計画的に農業用排水路や農道などの農業生産基盤の整備を行い、担い手が効率的かつ総合的に作業を行うことができるよう面的集積やほ場の集約化（集団化）に取り組む。水稻以外の特産物栽培や観光農園などの体験型農園、農産物加工などの都市型農業経営が営まれている地域においては、品目ごとのほ場集約や高品質化、高付加価値化などによる産地形成に取り組む。

### （3）関係団体等との連携体制

越谷市では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、関係各課、越谷市農業委員会、越谷市農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構等が連携して施策、事業等の推進を実施する。

## 第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

越谷市は、埼玉県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、越谷市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

越谷市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

1. 地域計画、農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業
2. 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
3. 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
4. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成及び確保を促進する事業
5. その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で実施するものとする。

以下、各個別事業ごとに述べる。

### 1. 地域計画、農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

#### (1) 地域計画

- ① 越谷市は、法第18条第1項の協議の場の設置にあたっては、広報やインターネット、他の農業関係の集まり等を活用し、周知を図る。また、参加者は農業者、越谷市、農業委員、農地利用最適化推進委員、越谷市農業協同組合、土地改良区等の関係者とし、地域の中心となる農地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行うものとする。
- ② 越谷市は、地域計画の区域については、農業振興地域内の農用地等が含まれるように努めることとする。また、地域計画の策定にあたって、埼玉県、農業委員会、農地中間管理機構、越谷市農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施するものとする。

#### (2) 農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業

- ① 越谷市は、越谷市の全部又は一部を区域として農地中間管理事業を行う農地中間管理機構との連携の下に農用地等の所有者、農業経営者等の地域の関係者に農地中間管理事業の趣旨が十分理解され、地域一体となって農地中間管理事業を進めるとの合意形成が行われるよう、農地中間管理事業に関する普及啓発活動等を行うものとする。

- ② 越谷市、越谷市農業委員会、越谷市農業協同組合、土地改良区、越谷市地域農業振興協議会等は農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした農地中間管理事業を促進するため、同機構に対し、情報の提供及び事業の協力を行うものとする。

## 2. 農用地利用改善事業の実施を促進する事業に関する事項

### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

越谷市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。ただし、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができるものとする。

### (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置の推進とする。

### (4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- ア. 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
  - イ. 農用地利用改善事業の実施区域
  - ウ. 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
  - エ. 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
  - オ. 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
  - カ. その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱別記様式第4号の認定申請書を越谷市に提出して、農用地利用規程について越谷市の認定を受けることができる。
- ② 越谷市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
  - ア. 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
  - イ. 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
  - ウ. (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
  - エ. 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 越谷市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を越谷市の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更について準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況、将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
  - ア. 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
  - イ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
  - ウ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 越谷市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要

件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア. ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ. 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は法第12条第1項の規定による農業経営改善計画とみなす。

#### (7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用規程に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

#### (8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 越谷市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導及び援助に努める。

② 越谷市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農林振興センター、越谷市農業委員会、越谷市農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、越谷市地域農業振興協議会との連携を図りつつ、関係機関及び関係団体が一体となって総合的な支援及び協力が行われるように努める。

### 3. 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業に関する事項

(1) 農業協同組合、農業委員会、農地中間管理機構による農作業の受委託のあっせん等  
越谷市農業協同組合は、その組合員に係る農用地の利用関係又は農業経営の改善を図るため、農作業の委託のあっせん、農作業の委託を受ける農業者の組織化の推進等により、委託を受けて行う農作業の実施の促進に努めるとともに、農業従事者の養成及び確保の円滑化、農業協同組合自らが委託を受けて農作業を行う取組の促進に努めるものとする。また、越谷市農業委員会及び農地中間管理機構についても、農作業の委託のあっせんに努めるものとする。

#### (2) 農作業の受委託の促進

越谷市は、(1)の目的が達成されるよう支援するものとする。

### 4. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成及び確保を促進する事業に関する事項

第1の6に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関及び関係団体との連携のもと、次の取組を積極的に進める。

#### (1) 定着に向けた取組

新規就農者に対しては、地域における農業者同士の繋がりを持つことを第一に考え、将来の地域農業の担い手としての育成を図るため、越谷市グリーンクラブ等の農業者団体への参加を促す。また、越谷市農業協同組合、農林振興センター、越谷市農業技術センター等関係機関が一体となって、生産技術、販売方法、制度資金等に係る的確な助言や支援を行う体制を整え、新規就農者を継続的にサポートする。

#### (2) 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、新規就農総合支援事業（営農開始資金）や青年等就農資金、強い農業づくり総合支援交付金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、効率的かつ安定的な農業経営を目指すため引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

### 5. その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業に関する事項

#### (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

越谷市は、1から4までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

① 越谷市は、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者の経営発展を支援するため、計画的に農業用排水路や農道などの農業生産基盤の整備を進める。

② 越谷市は、水田収益力強化ビジョンとの整合性を図りながら、消費地に近いという地理的優位性を活かして、地産地消の推進による都市農業の活性化を図っていく。特に、施設園芸などに新たに取り組む農業者等に対しては、農業技術センターが中心になり、土壌、堆肥等の分析や栽培指導をはじめとする経営安定化のための支援を行う

など、中核農家や農業後継者の育成を図るものとする。

- ③ 越谷市は、農業生産の効率化を図るため、農作業の共同化や施設及び機械の共同利用を促進する。
- ④ 越谷市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

## (2) 推進体制等

### ① 事業推進体制等

越谷市は、越谷市農業委員会、農林振興センター、越谷市農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第5で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、関係機関及び関係団体と連携を図りながら行動計画を策定するものとする。

### ② 越谷市農業委員会等の協力

越谷市農業委員会、越谷市農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に向けて、越谷市地域農業振興協議会とともに相互に連携を図りながら協力するものとする。

## 第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この基本構想は、令和5年9月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 利用権設定等促進事業については、令和7年3月31日（その日までに地域計画が定められ、及び公告されたときは、当該地域計画の区域については、この公告日の前日）までの間、なお従前の例により、新たに農用地利用集積計画を定め、及び公告することができるものとする。